

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社パイオラックス		コード	5988
提出日	2025/5/30	異動（予定）日	2025/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に、社外取締役の選任議案が付議されているため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	落合 宏行	社外取締役	○												○		有	
2	赤羽 真紀子	社外取締役	○												○		有	
3	小宮山 榮	社外取締役	○												○		有	
4	廣渡 鉄	社外取締役	○												○		有	
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		会社として、落合宏行氏は一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断する。同氏は他社の業務執行者としての経験を有し、第三者的立場から当社取締役会において忌憚のない意見を述べております。引き続き、当社の企業価値向上に貢献できることを期待し、当社独立役員として選任しております。
2		会社として、赤羽真紀子氏は一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断する。同氏は他社の業務執行者及び他社の社外取締役としての経験を有し、第三者的立場から当社取締役会において忌憚のない意見を述べております。引き続き、当社の企業価値向上に貢献できることを期待し、当社独立役員として選任しております。
3		会社として、小宮山榮氏は一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断する。同氏は監査等委員である社外取締役として経営陣の業務執行に対する監査、監督を行っており、当社取締役会においても忌憚のない意見を述べております。また、監査法人での経験や公認会計士の資格を有するなど財務・会計に関する専門的な知識を有しており、他社の社外取締役（監査等委員）の経験も有しております。引き続き、当社の企業価値向上に貢献できることを期待し、当社独立役員として選任しております。
4		会社として、廣渡鉄氏は一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断する。同氏は監査等委員である社外取締役として経営陣の業務執行に対する監査、監督を行っており、当社取締役会においても忌憚のない意見を述べております。また、法律事務所での経験や弁護士資格など法律に関する専門的な知識を有しており、他社の社外監査役の経験も有しております。引き続き、当社の企業価値向上に貢献できることを期待し、当社独立役員として選任しております。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。